

(町条例抜粋)

(許可の申請)

第8条 法第7条第1項又は第4項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 取り扱う一般廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の別
- (4) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
- (5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (6) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 対象区域
- (8) 処理手数料及びその徴収方法
- (9) 営業開始予定年月日

2 前項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の許可の申請)

第9条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 既に受けている許可の年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 変更予定年月日

2 前項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

町条例施行規則抜粋

(許可申請の添付書類等)

第6条 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権限を有すること)を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (7) 一般廃棄物の処分先を明らかにする書類
- (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) その他町長が必要と認める書類

(変更許可申請書)

第7条 条例第9条第1項の規定による申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(変更許可申請の添付書類等)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「事業計画」とあるのは、「変更後の事業計画」と読み替えるものとする。